

長期優良住宅の認定の変更のお知らせ

◆令和4年10月1日から建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設され、一部の認定基準が変わります。
これにより、申請様式や本市の要綱・手引き等も変更となります。

①建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されます。

- ・維持保全しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等である必要があります。
- ・建築時期やその後の建築行為の有無により長期使用構造等の基準が新築又は増築基準となります。
- ・長期優良住宅維持保全計画を作成して認定申請をしてください。
- ・申請条文は、長期法5条6項、7項になります。
- ・評価機関の審査結果である確認書等を添付して速やかに申請してください。

②共同住宅の規模の基準が変わります。

- ・一戸の床面積の合計が40㎡以上となります。
(名古屋市では40㎡を超える面積を別に定めません。)

③長期使用構造等に関する基準が変わります。

- ・耐震性に係る基準が見直しされます。
- ・可変性に係る基準が見直しされます。
- ・維持管理・更新の容易性に係る基準が見直しされます。
- ・省エネルギー対策に係る基準が見直しされます。

④マンション管理適正化法による認定管理計画の認定を受けた場合、長期法の維持保全計画の一定の基準が適合とみなされます。